



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

動物園が教えてくれる集客のコツ

東京の西部の羽村市をご存じでしょうか？福生市と青梅市に挟まれ、人口57千人ほど、東京の市では最も人口が少ない都市です。その市から、民間企業に運営委託している「羽村市動物公園」という動物園が、先日、あるクイズ番組で紹介されていました。お世辞にも大きい動物園とは言えません。むしろ小さいほうでしょうか。アクセスだって決していいわけではありません。園内の動物は小動物が中心です。

その羽村市動物公園が、世界の童話にちなんだ動物の展示方法に変えたところ、「子どもの教育にもいい。」と、児童・幼児だけでなく父兄や教育関係者に好評を得て、来場者数を伸ばしているというのです。「3匹の子豚」から豚舎をワラ、木造、レンガの家に見立てたり、ウサギと亀を一緒に見ることができ、檻のそばには元ネタとなった童話が置いてあるそうです。現在、新たに企画しているのは「サルカニ合戦」の舞台だそうです(笑)。

しかも、これらの施設が全部職員の手作りだそうですから予算もそれほどかからなかったものと思われる。

このアイデア、何が秀逸だったかという、動物園側が自園の主要な来場者の客層を見極め、お客様にピンポイントで訴求する展示方法を思いついたということです。

つまり小さなお子さんに、いかにしてよるこんでもらうかというテーマに、知恵を振り絞った企画力の賜物だと思います。そこにスポットが当たるのは決して派手なアイドル動物でなくてもよいのです。「誰に来てほしいのか」絞りこまれた結果出た企画です。顧客対象を絞ったほうがヒットしやすいという示唆に富んだ事例です。

普段忙しいことを言い訳に家族サービスをおろそかにしている私たちも、間もなく始まる夏休みに、比較的安価にできる家族サービスのスポットとして、訪れてみようかと思えます。

販売成績の優秀な者に報奨金等を支給した場合

現在のような不況期において、会社内部の潜在的能力を開発し、業務内容の改善、推進を図ることも一つの重要な経営戦略といえます。その具体的な方策の一つとして「社内報奨金制度」及びこれに類似する制度があります。ただし、報奨金等の支給形態、内容によって税務上の取り扱いが異なることがありますので、留意すべき点を三つに分けてご紹介いたします。

一つ目は、報奨金等の性質により、従業員側の所得は「給与所得」、「譲渡所得」、「雑所得」、「一時所得」に分けられます。例えば、業務上有益な発明等をした者が、その発明等に係る特許を受ける権利を取得し、それを使用者に承継させることにより一時に支払を受けるものは譲渡所得に該当します。次に、その業績等に着眼され、報奨金等を継続して支払を受ける場合は雑所得に該当します。また、事務若しくは作業の合理化、製品の品質の改善又は経費の節約等に寄与する工夫、考案等をした者(特許等を受けるまでには至らないもの)が支払を受けるもののうち、その工夫、考案等が自己の通常の職務の範囲内から生じたものである場合には給与所得に該当します。さらに、自己の通常の職務としていない者が、たまたま有益な工夫、考案等を行ったことにより受ける報奨金等は一時所得又は雑所得に該当するなど、その支給形態、内容に応じて所得区分が異なってきますのでご注意ください。

二つ目は、社員グループ(部門や営業所等)に対する報奨金等について、その報奨金等を個人段階まで分配する場合には、その配分状況を明らかにしておく必要があります。配分状況が明らかでない場合は、均等額をもって各個人に分配したものとします。また、個人に分配されるまでの途中、すなわち、グループ内に帰属している段階において、会社経費として支出され、その支出内容が交際費等の支出に該当する場合には、交際費等として会社側での課税となります。この場合には個人課税は無いということになります。

三つ目は、いわゆる特約店を対象として、販売促進のキャンペーンを行い、優良特約店に対し報奨金等を支払うことがあります。特約店に対して支給するものであれば、その支給する金品等が予め定められているところに従って給付されることを条件に交際費等には扱われないものとなります。